

平成19年度決算報告

平成20年9月議会で認定されました、平成19年度一般会計、特別会計、水道事業会計の決算額についてお知らせします。

会計の中心となる一般会計の決算額は、歳入が131億2,647万8,019円、歳出が127億3,524万1,222円となり、収支差引額は、3億9,123万6,797円です。前年度と比較して歳入が23.2%、歳出が25.5%それぞれ増になりました。

特別会計の合計の決算額は、歳入が90億6,646万8,622円で、歳出が88億3,267万4,788円です。会計ごとの決算額は、次の表のとおりです。

【会計別決算額】 表示単位未満四捨五入

会計名称		歳入(前年度比)	歳出(前年度比)	差引額
一般会計		131億2,648万円 (+23.2%)	127億3,524万円 (+25.5%)	3億9,124万円
特別会計	国民健康保険事業	27億7,525万円 (+8.6%)	26億5,552万円 (+6.6%)	1億1,973万円
	老人保健事業	18億1,249万円 (-0.1%)	18億1,095万円 (+1.6%)	154万円
	介護保険事業	13億3,261万円 (+9.3%)	12億6,015万円 (+12.1%)	7,246万円
	公共下水道事業	13億1,502万円 (+19.0%)	12億8,191万円 (+17.1%)	3,311万円
	農業集落排水事業	11億8,992万円 (+106.0%)	11億8,296万円 (+107.9%)	695万円
	用地先行取得事業	6億4,118万円 (+91.8%)	6億4,118万円 (+91.8%)	0万円
水道事業会計	収益的収支	5億4,535万円 (+1.6%)	4億6,301万円 (+1.3%)	8,234万円
	資本的収支	2億3,500万円 (-21.9%)	4億5,028万円 (-0.8%)	-2億1,528万円

※歳入歳出それぞれで端数処理（四捨五入）しているため、差引額が一致しない場合があります。次に、一般会計の内容について、お知らせします。

【主な事務事業】 表示単位未満四捨五入

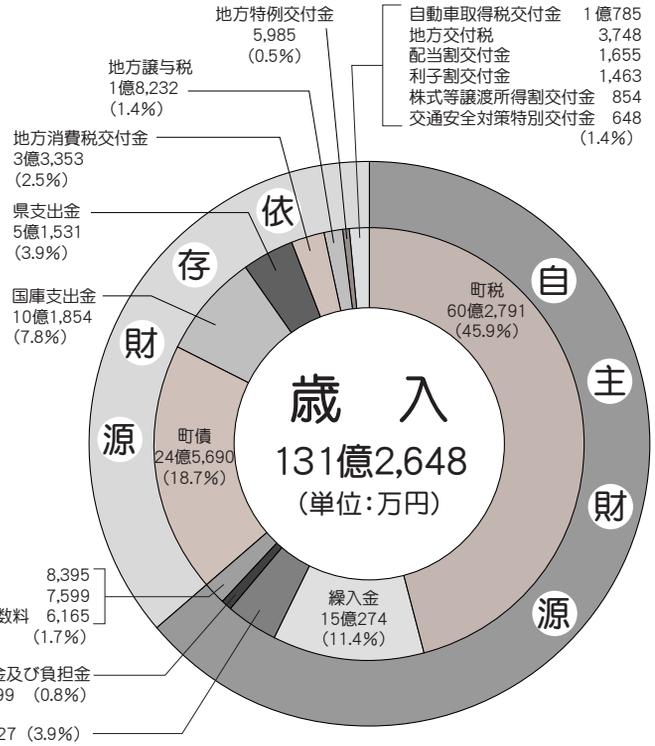
中心拠点施設整備事業	9億4,753万円	企業誘致事業	1,712万円
障がい者福祉サービス事業	1億5,551万円	道路・橋梁維持事業	1億3,676万円
(仮称)総合保健福祉センター建設事業	26億6,323万円	道路整備事業	4億8,203万円
児童・遺児手当	2億8,057万円	富士山地区市街地整備事業	9,777万円
児童・妊産婦等医療費助成事業	1億3,524万円	消火栓設置事業	1,003万円
保育所運営費委託事業	2億6,956万円	小中学校コンピュータ関係事業	3,815万円
クリーンパーク茂原運営事業	1億3,235万円	小中学校施設整備事業	2億4,422万円
小山広域保健衛生組合運営事業	1億785万円	幼稚園第3子以降子育て支援事業	1,480万円
農業公社支援事業	1,459万円	上神主・茂原官衙遺跡保存整備事業	1億856万円
生産調整対策推進事業	2,411万円		

【歳入】 ※()内の数値は、文章においては対前年度比を、グラフにおいては構成比を表しています。

対前年度と比較して増加した主なものは、町債が19億520万円（345.3%）の増、財政調整基金及び地域振興基金等からの繰入の増により繰入金14億3,269万円（2045.3%）の増、法令に定められた事務事業を行うことにより交付される国庫支出金が6億770万円（147.9%）の増となりました。

一方、減少した主なものは、町税が法人町民税の収入額が大きく減ったことにより12億7,690万円（17.5%）の減、地方特例交付金のうち、減税制度による市町村の減収額を補てんするために交付する減税補てん特例交付金が廃止されたことにより地方特例交付金が1億6,325万円（73.2%）の減となりました。

構成比は、町税45.9%、町債18.7%、繰入金11.4%の順になります。
〔単位：万円【表示単位未満四捨五入】〕

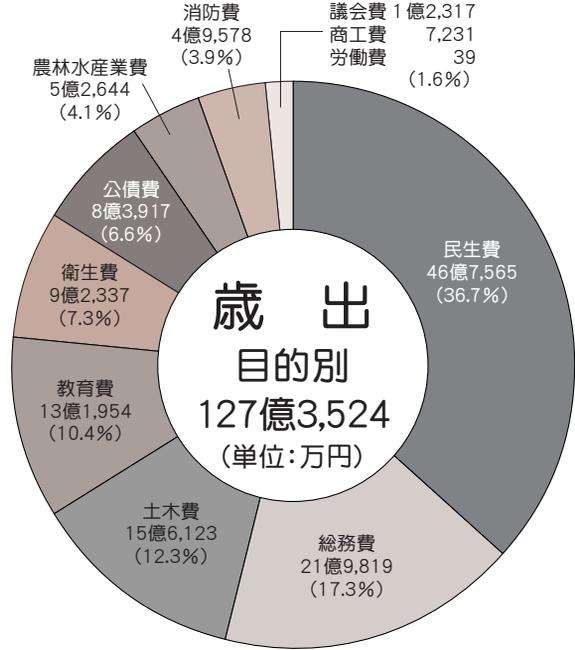


【歳出】 ※()内の数値は、文章においては対前年度比を、グラフにおいては構成比を表しています。

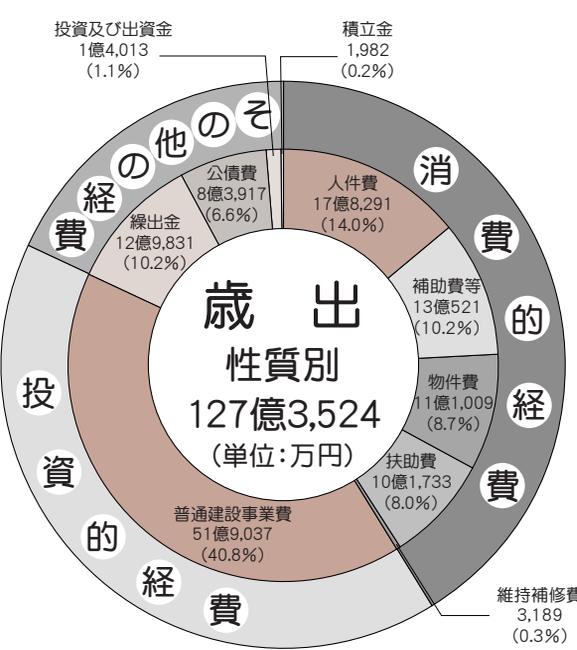
歳出を目的別に分類した場合の構成比は、民生費が総合保健福祉センターの建設などにより36.7%を占め、続いて総務費17.3%、土木費12.3%、教育費10.4%の順になりました。

また性質別に分類した場合の構成比は、目的別同様、総合保健福祉センターの建設などにより普通建設事業費が40.8%を占め、続いて人件費14.0%、補助費等10.2%、繰出金10.2%の順になりました。

《歳出を目的別に分類したもの》
〔単位：万円【表示単位未満四捨五入】〕



《歳出を性質別に分類したもの》
〔単位：万円【表示単位未満四捨五入】〕



※歳入、歳出のグラフにおける数値(金額・構成比【%】)は、各科目において端数処理(四捨五入)しているため、合計(歳入、歳出計・100%)と一致しないことがあります。

町民一人あたりの決算額（一般会計）

歳入		歳出	
科目	一人あたり	科目	一人あたり
町税	190,227円	民生費	147,553円
町債	77,534円	総務費	69,370円
繰入金	47,423円	土木費	49,269円
国庫支出金	32,143円	教育費	41,641円
県支出金	16,262円	衛生費	29,139円
繰越金	16,071円	公債費	26,482円
地方消費税交付金	10,525円	農林水産業費	16,613円
地方譲与税	5,754円	消防費	15,646円
分担金及び負担金	3,376円	その他	6,181円
地方特例交付金	1,889円	合計	401,894円
その他(自主財源)	6,993円		
その他(依存財源)	6,045円		
合計	414,242円		

※町民一人あたりの額は、各科目の決算額を平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口31,688人で割ったものです。（表示単位未満四捨五入）

【用語説明】

一般会計…町の会計の中心をなすものであり、行政運営のための基本的な経費を経理する会計

特別会計…特定の事業を行うために、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある会計

目的別歳出…行政目的（仕事の内容）により分類したもので、行政の各分野の比重を知ることができる。

性質別歳出…人件費、物件費などの経済的性質を基準に分類したもので、財政の体質を見ることができる。

自主財源…町税、使用料など、町が自主的に収入することのできる財源のことで、財政の安定性の尺度となる。

依存財源…国や県により交付、割り当てられたりする収入で、地方交付税や国庫支出金などがこれに該当する。

消費的経費…人件費、扶助費など、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに支出される経費

投資的経費…道路や建物など資本の形成に支出する経費

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

市町村等の財政の健全性の比率を公表する制度を作り、財政の健全化に役立てることを目的とした、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立しました。

この法律に定める健全化判断比率は、

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

の4指標からなり、水道事業など公営企業を営んでいる市町村等は、これに合わせて資金不足比率についても公表などを行います。

この比率には、「早期健全化基準」、「財政再生基準」のふたつの基準があり、この基準により「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3段階に区分されます。

本町の平成19年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率は次のとおりです。

《健全化判断比率》

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
上三川町	—	—	7.8	22.6
早期健全化基準	13.58	18.58	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

【結果】健全段階に該当しています。

《資金不足比率》

（単位：％）

	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
上三川町	—	—	—
経営健全化基準	20.00		

【結果】不足額は生じておりません。